

畜 第 317 号
令和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県知事 達増 拓也



家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定に基づく注射の実施について
家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく豚熱の
発生を予防するための注射の実施について、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり
公示しましたので、お知らせします。

【農林水産部畜産課 佐藤裕夫（電話 019-629-5729）】



岩手県告示第507号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次のとおり注射を実施する。

令和3年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施の目的 豚熱の発生予防
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 家畜の種類 豚及びいのしし
 - (2) 家畜の範囲 2の区域内で飼育する豚及びいのししで所管家畜保健衛生所長が注射する必要があると認めるもの
- 4 実施の期日及び場所 令和3年7月5日から令和4年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 5 注射の方法 豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射
- 6 手数料 豚にあつては注射の際1頭につき310円を岩手県収入証紙をもって納付するものとし、いのししにあつては徴収しないものとする。